

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの年間

時短勤務についての情報を周知する

<対策>

社内掲示板での広報、面談時など要望確認ができた際の制度利用促進利用者の部門内・マネジメント者への理解を深める。

在宅勤務についての情報を周知する

<対策>

社内掲示板での広報、面談時など要望確認ができた際の制度利用促進利用者の部門内・マネジメント者への理解を深める。

育児介護休暇からの復職サポート

<対策>

休暇中は月に一度、サポートのための状況把握・必要に応じて面談を実施
復職後は定期的に人事部による面談とフォローを行い、円滑な復職とその後の長期安定就業をはかる。

女性の活躍に関する情報公表

係長級にある者に占める女性労働者の割合 16%